

第2回アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請の活用促進に関する研究会 議事要旨

- 1 日 時：令和2年9月30日（水）15時～17時
- 2 場 所：ウェブ会議
- 3 出席委員：川瀬委員（座長）、川島委員、泉水委員、武田委員、中川委員、服部委員、藤井委員
- 4 議事要旨：

議題1 米国・EUにおけるアンチダンピング措置の共同申請に係る競争法上の取扱いについて

藤井委員より資料1-1、武田委員より資料1-2についてそれぞれ説明があった後、討議を行った。討議の概要は以下のとおり。

○ 米国ノア・ペニンントン法理のAD共同申請への適用について

（藤井委員）

- ノア・ペニンントン法理に批判的な論者は、ノア・ペニンントン法理の仮装例外の適用範囲を絞りすぎると、独占禁止法の執行ができないという問題意識があるのだと思う。アンチダンピング（AD）申請との関係では、極端な濫用事例に注意することと、反トラスト法違反とならないように情報交換の方法に注意することが、AD措置の活用と独占禁止法遵守のバランスをとっていく上で重要ではないか。

（武田委員）

- AD共同申請が直ちに問題となるわけではなく、競争法違反にならない制度を検討していくことが重要。

（服部委員）

- 資料1-1の7ページに根拠薄弱のAD申請とならないことや情報交換の方法といった留意点が書かれている。今回の研究会では、他の企業に声をかけて申請を行うことに関しても論点に含まれており、他の企業に接触を行う時にセンシティブな情報は出さないなど、ここに書かれているような留意点も、企業が共同申請を躊躇しないようニュアンスに配慮しつつ、成果物に反映するとよいのではないか。

（川瀬委員）

- AD協定第5条の調査開始要件は、根拠薄弱な申請が貿易活動に萎縮効果を与えないよう定められており、ノア・ペニンントン法理も同様に根拠薄弱な申請を防止する役割があると理解した。AD協定の要件を充足しない証拠の水準とノア・ペニンントン法理の適用対象外になってしまう証拠の水準との間に、相関関係はあるのか。

(藤井委員)

- 嫌がらせのための訴訟については、裁判所を使ったプロセスであるものの、競争の妨害が主目的だということでノア・ペニンントン法理は適用されないと理解している。ここでいう根拠薄弱なAD申請は、例えば米国の文献では証拠をねつ造するといった事例が紹介されているように、かなり悪質な事案だと考える。調査開始要件に該当する事案であれば根拠薄弱ではないし、仮に調査開始要件の証拠水準に至らない事案であっても、競争法上問題にならない情報交換の仕方をしていけば、もっぱらハラスメントを目的とした申請したものではないと評価すべきではないか。このような整理でなければ、AD申請に対して萎縮効果をもたらしてしまう。また、日本においては、ハラスメント目的のAD申請はこれまでの実務経験ではないものと認識している。

(川島委員)

- AD調査が進行して、ダンピング、損害が認定できるというときに、輸出事業者と調査当局が価格約束を行うことがある。価格約束で、この値段より下げてはならないという約束がなされて、申請者がそれにあわせて価格を上げることになるとカルテルと同じようなことになってしまうのではないか。制度を濫用するような形で、針の穴を通すような可能性の低いシナリオだが、資料1-2の注3で引用されている文献ではそのような懸念も示されているか。

(武田委員)

- 注3の論文はまさにそのような内容。米国でもADとカルテルを論じた文献はあまり多くないが、危惧されているのは、政府による措置が外国事業者に対する牽制になったり、国内事業者に対する価格統制機能を果たしたりすることがあるということ。申請について話し合っているうちに競争上機微な話題になってしまうといったことについては、あまり論文がなく、一般的な反トラスト法上の問題として処理されるのではないか。

議題2 アンチダンピング措置の共同申請における独占禁止法上の考え方について

公正取引委員会小室尚彦調整課長より資料2について説明があった後、討議を行った。討議の概要は以下のとおり。

- AD共同申請に向けた情報交換の独占禁止法上の取扱いについて

(服部委員)

- 論点1の情報遮断措置について、資料2の6ページの相談事例では、企業全体ではなく限られた部門のみで情報を共有すべきと記載されている。他方で先ほどのご説明の中では、「企業として他社の情報には触れない」といったお話もあった。例えば、企業間の統合検討過程などでは、会社は色々な事業をしているので、関連の事業部門は当然だめだとして、例えば法務部や経営企画部などの事業に直接決定権を持たない部門で情報共有する、あるいは、クリーンチームを社内で作るということは一般的ではないかと思う。初期検討段階で外部の第三者をすぐに入れることを企業が躊躇すること

も考えられるところ、A D申請においてもこうしたクリーンチームと同様の考え方ができるのではないか。

(小室調整課長)

- この点は二つに分けて考える必要がある。A D申請の検討にあたり、他社との間で重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報の交換が生じる場合は、いくら事業部門でなくとも問題が生じ得るので、弁護士など第三者に入ってもらいたいと考える。他方、そういった競争手段に関係しない情報交換の場合には、独占禁止法違反のリスクが下がってくるので、第三者に入ってもらわなくても事業部門でない法務部等を介すれば企業間で情報交換可能ということになってこようかと思う。そういった競争手段に関係しない情報交換を目的とした場合でも、事業部門が他社と情報交換すると、センシティブ情報のやりとりにつながる可能性があるため、やはり事業部門でない法務部等を介した方がよいと思う。

(中川委員)

- 過去の事実に関する情報の集約等は、弁護士が情報遮断措置の役割を果たすということかと思う。問題は、弁護士が入る前の段階や、弁護士を飛ばして過去の情報を企業間で直接交換した場合。価格や生産量等のセンシティブな情報が各社間で交換されてしまった場合、それは暗黙の了解や共通意思形成に直ちにつながってしまうのか。それとも他に要素が必要となるのか。

(小室調整課長)

- 不当な取引制限の要件は独占禁止法第2条第6項の条文のとおりである。何を以て「意思の連絡」とされるかは東芝ケミカル事件など判例の積み重ねがあるところであり、そういった判例等の考え方に基いて処理がなされると考える。情報交換が直ちに独占禁止法違反になるものではないが、暗黙の了解や共通意思形成が推認される事実が積み重なれば、独占禁止法違反になるということかと思う。

(川島委員)

- A D申請の結果、A D税が課されることとなった場合、輸入価格が上がる。その結果、各社が揃うような形で国内販売価格も上がる可能性がある。これは事後の価格行動の一致とみられることとなるのか。

(川瀬委員)

- 川島委員の質問に補足して、A D税が課された後に国内販売価格が上がれば、それは不公正な価格が是正され、損害の救済がなされたと考えるのがWTO協定上の考え方。これが独占禁止法違反ということになると、A D協定との建て付けとの関係でも厳しい。

(小室調整課長)

- どういった情報交換や経緯で価格が上がったかということは、個別事例における事実認定の問題となるが、我が国としてAD措置を発動して、その結果として国内の関連商品の価格が上がることに、AD共同申請を行った事業者が独占禁止法違反となるかは別の問題ではないか。御留意いただきたいのは、AD共同申請時の情報交換の過程において、競争の制限に係る合意が形成され、事業者が共同して競争を実質的に制限することにつながらないようにしていただきたいという点である。その意味で、AD共同申請に関連する情報交換について、独占禁止法上、通常とは異なる特別な考え方が適用されるものではないと考える。

(泉水委員)

- AD税が課され、輸入価格が上がり、その結果、国内販売価格も上がったという場合、それはAD税の賦課によって価格が上がっているのであって、価格上昇と情報交換との因果関係は、通常、断絶しているのではないか。東芝ケミカル事件の考え方に照らしても、共同意思連絡等は通常、推認されないと考える。他方、AD申請で情報交換をしたけれどもAD税が発動されなかった場合は、その後の価格上昇との情報交換との因果関係が認められ、東芝ケミカル事件の法理が適用されるリスクがあると思う。

(川瀬委員)

- AD調査の結果、AD税を課さないこととなったにもかかわらず、国内販売価格が上昇するということは実際にあり得るのか。調査当局は延長調査を開始するにあたり、当初のAD税の効果等について評価しているかと思う。実際にAD税が課されることで国内価格は上がるものなのか。

(平林特殊関税等調査室長)

- 過去のAD税の発動例では、国内販売価格の上昇が見られる。一方で、AD税が課されないこととなった場合、安値輸入が継続するため、国内販売価格が上がることは考えにくい。

(泉水委員)

- 実際には起きないはずなのでおかしい、ということになると思う。価格が上がる、上がらないというだけではなく、例えば本来下がるべきところが下がらないとか、より下がるべきところで下がり幅が緩やかになるということもあるかと思う。市場の変化として不自然な場合を念頭に置いている。

○ AD共同申請及びAD措置による外国事業者の排除の独占禁止法上の取扱いについて

(川島委員)

- 資料2の9ページに記載されている独占禁止法の解釈及び解釈論上の根拠について伺いたい。独占禁止法第2条第6項には「相互にその事業活動を拘束し」という文言があり、AD申請はそもそも事業活動に当たらないということなのか、それとも米国のノア・ペニントン法理のように、申請が法令に基づく行為であるため、独占禁止法上問題とならないということなのか。資料2には第3条や第8条など他の条文も挙げられており、AD共同申請が直ちに独占禁止法に違反しないというためには、これら3つの条文に共通した解釈論があると安全と思う。

(小室調整課長)

- 日本においてノア・ペニントンの法理があるかないかという点は、公正取引委員会としてはコメントする立場にないが、私の知る限り、この法理について述べた判例はない、ということになるかと思う。「相互に拘束し」だけに着目するというよりは、不当な取引制限に当てはまるか否かは条文全体の要件を基に判断される。最終的に競争の実質的制限につながらないように注意してもらうことが重要と考える。

(川島委員)

- AD措置の結果、輸入品が排除されることとなった場合に、そこまで含めて考えると、共同申請によって競争の実質的制限が満たされた、と評価することも可能かと思うが、どのように考えるべきか。

(小室調整課長)

- AD措置は条約に基づいた措置であり、AD措置及びそれにより安い輸入品が入ってきにくくなったこと自体をもって、直ちに独禁法に抵触するとは考えられないのではないかと思う。

(藤井委員)

- ノア・ペニントン法理というかどうかは別として、AD共同申請が反競争的作用を持つメカニズムは次のものが想定できる。一つはAD税により外国からの競争圧力を排除するもの。もう一つは、共同申請者同士で価格等の暗黙の了解を形成し競争を停止するもの。その派生形として、外国事業者と国内事業者が価格約束等を契機に必要以上に高価格設定になると一種のカルテルを形成するというものもあるかもしれない。3つ目はかなり例外的なものなので、前二者の外国事業者の排除と国内事業者間の競争停止がメインかと思う。ノア・ペニントン法理は、外国事業者の排除の点を念頭に置いて、その点は反トラスト法違反とならないことを明確にしていると思われ、情報遮断措置についてはそのうちの競争停止に関わる違反が起きないように手当てすべき問題だと思われる。

- AD措置というのは、法令及び条約で認められている措置であり、これについて共同で外国事業者の排除をしたとして独占禁止法に違反することにならないというのがノア・ペニントン法理であり、日本法上も独占禁止法違反とはならないという結論に反対する人はいないと考えている。実質的制限が生じていない、あるいは共同申請が公共の利益に反していないなど、日本法の解釈においても違反にならないという理屈は立てられると考える。

(武田委員)

- 外国事業者の排除については、米国の論文の中に国家行為理論で論じているものがあった。正当なAD措置の発動であるならば、国内事業者が排除したのではなく、国家行為によって排除されたのだというもの。泉水委員が御指摘されていた因果関係で説明してもよいかと思う。この点に関する独占禁止法上のリスクについては、本研究会の論点から外してよいのではないか。

(泉水委員)

- 外国事業者の排除は独占禁止法第2条第6項ではなく、第2条第9項の共同取引拒絶という構成に当たるかどうかなのだろうが、国の行為が介在しているので、そもそも共同拒絶には当たらないというのが素直かと思う。競争者に対する取引妨害という構成も考えられが、やはり国の行為が介在しているので、通常、不当性はないと考える。これらの点は要件解釈から導かれると思う。

○ AD共同申請の検討に当たって必要な情報遮断措置について

(服部委員)

- 先ほどの話と繰り返しになるが、①生の価格や数量などセンシティブな情報は同業他社と交換すべきではない、また、②そういったセンシティブ情報でもある程度数字をまとめたものであれば事業者内部のクリーンチームでも共有できる、さらに、③センシティブ情報でないものは事業部でも持てるが、疑われないようにするのであれば、相手の情報をみないように事業部以外の人や外部の第三者を入れて自分の情報だけをインプットする、と3段階なのかと思った。
- AD申請に必要な情報は、個々の数値ではなく集計しまとめた情報であるが、これは同業他社とやり取りしてもよいのか。

(小室調整課長)

- 注意しなければいけないのはセンシティブ情報の交換。いくら事業部以外でも自社のセンシティブ情報を他社と交換するというのはリスクが高い。そこは外部の第三者に入ってもらえないと考える。
- また、個社の情報をまとめたものでも、どのように集約されているかによるので、全て問題ないということではない。また、公知になっていないものについては注意して取り扱う必要がある。

(中川委員)

- ある程度検討が進めば弁護士が入る。クリーンチームは、検討の初期段階でどうするかという問題。クリーンチームに事業部の社員が入ると難しいので、法務部とか経営企画部が望ましいということになっているが、ではそれらの部門だけでできるかというと、実際には事業部の関与なくしては難しい。

(藤井委員)

- 実務上の感覚は、中川委員の意見に近い。A Dの検討はM & Aとは違う。M & Aの場合はディールブレイクする場合もあるが、建前としては最終的に統合が予定されているので、情報交換の負の影響は永続しにくい。一方でA Dは引き続き競争相手であり続けるので、情報交換はさらに気をつけたほうがいいのではないかと。
- また、M & Aの成否の判断は、シナジー効果があるかなど、事業者自身である程度判断できるが、A Dの場合は申請が要件を満たしているかどうかを分析しなければならず、ここにはA Dの専門家の関与が不可欠であり、情報の集約、整理、評価について内製化はしにくいのではないかと。

○ A D申請に必要な情報ごとの独占禁止法への抵触リスクについて

(川島委員)

- A D申請に必要な情報ごとの独占禁止法上の取扱いについて、例えば本研究会の仮想事例では、かなり寡占度の高い市場が想定されている。こういった寡占市場では、販売価格について統計処理をしたとしても競業他社の販売価格はだいたい分かってしまうので、独占禁止法上の問題になりやすいのではないかと。もう一つは営業現場の声。これは不当廉売輸入と本邦産業の損害との因果関係を認定する際に重要となるが、こうした情報の交換は、独占禁止法上のリスクが高いように思う。一方で、営業現場の声等の情報であっても、販売価格等の具体的数値を秘匿して交換するのであれば、独占禁止法上のリスクは低くなるのか。
- 事業者団体ガイドラインでリスクが高いとされている、顧客との取引や引き合いの個別具体的な内容について、これらの情報は交換すると必ずしもすぐに独占禁止法違反というわけではなく、価格等の情報が含まれているから違反となるということか。

(小室調整課長)

- 一般論としては価格、数量、生産量等が特にセンシティブな情報であるとされている。これらよりはややリスクの落ちるものとしてコスト等に関する情報があるが、その交換にあたっては情報遮断措置を講じる必要はあると考えている。どの程度コスト等に関する情報を交換すると独占禁止法違反となるかは、市場の特性や事業者のシェア等によって変わってくるので、個別の事案の状況次第であり、一般論として申し上げることはできない。

- 川島委員ご指摘の事業者団体ガイドラインについては、情報交換の結果、価格とか数量、コスト等の予測につながりやすいようなものが視野に入っているかと思う。顧客との取引の内容といっても、「最近〇〇分野について顧客との取引状況が厳しい」といったような、競争相手が具体的な価格、数量、コスト等の数値を予測できないような一般的な話をするだけで、直ちに独占禁止法違反にはなるものではないと考えている。

(以上)